



南三陸商工会揭示板

補助金・助成金等



宮城県中小企業経営安定資金・緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）の取扱い延長について

宮城県では、「令和7年度米国の関税措置による経済変動」に係る緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）について、令和7年9月の日米合意により不確実性はある程度緩和されたものの、関税措置の影響が徐々に波及すること等により、県内中小企業者等の経営環境の悪化や資金繰りへの支障が懸念されることから、取扱期限を延長する通知がございました。

詳細につきましては、下記をご参照いただきますようお願い申し上げます。

1. 資金名

緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）

2. 知事が指定する災害

令和7年度米国の関税措置による経済変動

3. 取扱期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日（保証申込受付分）まで

4. 融資条件

（1）限度額：8,000万円

（2）利率：年1.45%以内

（3）償還期間：運転・設備資金とも10年以内（据置2年以内）

（4）信用保証：年0.45～1.59%（一般保証）

宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（一般枠）の災害の指定について

宮城県では、クマの出没や目撃件数の増加に伴い、飲食店等を中心とした中小企業者等の売上の減少や資金繰りの悪化が懸念されることから、当該事象を災害復旧対策資金(一般枠)における知事が指定する災害として取り扱う旨の通知がございました。

詳細につきましては、下記をご参照いただきますようお願い申し上げます。

1. 資金名

災害復旧対策資金（一般枠）

2. 知事が指定する災害

令和7年クマ出没

3. 取扱期間

令和7年12月12日から令和8年3月31日（保証協会申込分）まで

4. 融資条件

(1) 限度額：5,000万円

(2) 利率：年1.60%以内

(3) 償還期間：運転・設備資金とも10年以内（据置2年以内）

(4) 信用保証：年0.45～1.00%

5. 別添資料

災害復旧対策資金チラシ

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/bd2ce444fdd4cb2b70b0ab35ad7da794.pdf>



「伊達な商談会」の開催について

仙台商工会議所では、標記商談会を開催いたします。

詳細につきましては下記をご参照いただき、申込を希望される場合は直接お申込みのうえ、本会へもご一報くださいますようお願い申し上げます。

1. 参考 URL（伊達な商談会）

<https://www.sendaicii.or.jp/datesho/>

2. 商談会情報および申込 URL

①「仙台国際空港(株)」との個別商談会

日 時：令和8年1月22日（木）10：00～17：00

場 所：仙台商工会議所 8階大会議室

申込締切：令和8年1月9日（金）12：00

申込 URL：<https://business.form-mailer.jp/fms/a120f0ce308006>

②「(株)JALUX」との個別商談会

日 時：令和8年2月5日（木）10：00～17：00

場 所：仙台商工会議所 8階中会議室

申込締切：令和8年1月19日（月）12：00

申込 URL：<https://business.form-mailer.jp/fms/b44c70f5315665>

3. 別添資料

仙台国際空港(株)との個別商談会チラシ

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/56ade1ffb8a35a508b3608106c9011dd.pdf>

(株)JALUXとの個別商談会チラシ

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/b5cf1e0878dc033a6bad6d246abc9bf8.pdf>

労務リスク対策セミナー（Webセミナー）「自然災害時における企業の安全配慮の留意点」の開催について

全国商工会連合会では、あいおいニッセイ同和損害保険（株）と連携し、近年の労務問題に向けた標記対策セミナーを下記日程にて開催します。

詳細につきましては下記をご参照いただき、登録制のWebセミナー形式ですので、受講希望の際は事前登録をお願い申し上げます。

1. 日程 令和8年2月9日（月） 15：00～17：00
2. 事前登録：https://zoom.us/webinar/register/WN_qyb242-mQG2mHPIXpo-e8w
または、別添チラシのQRコードよりお申込みください
3. 問合先：あいおいニッセイ同和損害保険(株)マーケット開発部市場開発室
TEL：050-3462-6444
4. 別添チラシ
<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/6885113ee6409694f404c2f3199939bb.pdf>



令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進について

経済産業省より、令和7年分の所得税の確定申告および事業者のデジタル化促進に関する周知依頼がございました。

詳細につきましては下記をご参照いただきますようお願い申し上げます。

1. 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のオンライン提出について

令和5年分の確定申告より、税務署にオンライン（e-Tax等）で提出された源泉徴収票の情報（提出義務がない500万円以下の給与所得分を含む）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となっておりますが、従業員が確定申告時にこの自動入力を利用するためには、事業者が源泉徴収票をオンラインで提出する必要があります。

また、eLTAXを利用することで、市区町村への給与支払報告書と税務署への源泉徴収票を同時に作成及び提出することができ、事務処理の負担軽減につながります。

さらに、令和9年1月からは、eLTAX経由で市区町村に給与支払報告書を提出すると、税務署へ源泉徴収票を提出したと見なされ、且つ、提出した給与支払報告書についてもマイナポータル連携の自動入力対象となる予定です。

詳細につきましては、別紙1をご参照いただきますようお願い申し上げます。

別紙1

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/d6a0d72e4f807b37d034c57839bf48ec.pdf>

2. 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力するだけで申告書を作成し、e-Taxによりそのまま提出でき、申告の手間が軽減されます。

また、マイナポータル連携をすることで、源泉徴収票や医療費等の情報が自動入力され、令和8年1月からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書やふるさと納税以外の寄付金控除に係る情報も連携対象となります。

さらに、スマートフォンマイナンバーカード機能により、iPhone・Androidともにカードをかざすことなく申告が可能となり、利便性の向上が期待されます。

なお、令和7年度は、マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限を迎える方が多く見込まれており、有効期限切れの場合、マイナポータル連携やe-Tax手続等の利用ができないことから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

詳細につきましては、別紙2～4をご参照いただきますようお願い申し上げます。

別紙2

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/09d89cab117043261f7cdf7ab4f4a401.pdf>

別紙3

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/da1c3aca99905a317686c37380edbd26.pdf>

別紙4

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/c447b47eed643d4e1b1be8c4cfc2593f.pdf>

令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進について

3. 事業者のデジタル化促進について

取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することで、経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁が連携し、まずはクラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進しています。

さらに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの業務プロセス全体を一貫してデジタル処理できる環境の整備を目指しています。

このため、国税庁では、デジタルインボイスやAI-OCRの導入による業務効率化のメリットを紹介するリーフレットや動画などの広報素材の作成、また、デジタル化に関する様々な課題に対応する相談窓口一覧の提供などを通じて、事業者のデジタル化支援と施策の周知・広報を行っています。

詳細につきましては、別紙5～6をご参照いただきますようお願い申し上げます。

別紙5

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/67cabd32416d1cda19ffef20b2a24b63.pdf>

別紙6

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2025/12/ab187aaa93c819fb2a13738eb4bdbe17.pdf>

4. デジタル化についてのアンケート

マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax推進のための、アンケート（10問程度）となっております。下記のURLまたはQRコードよりご回答へのご協力をお願いいたします。

・回答期限

2026年2月末まで

・アンケートURL

<https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA>



南三陸商工会

TEL 0226-46-3366

Email: minamisanriku_sci@office.miyagi-fsci.or.jp (受付 平日 8:30~17:15)